

# 千葉県延長保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育需要に対応するとともに、児童福祉の増進を図るため、延長保育事業（以下「延長保育」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保育所（園） 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設を除く。）
- (2) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 家庭的保育事業所 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業実施事業所
- (4) 小規模保育事業所 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業実施事業所
- (5) 居宅訪問型保育事業所 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業実施事業所
- (6) 事業所内保育事業所 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業実施事業所
- (7) 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の認定をいう。
- (8) 保育短時間認定 法第20条第3項ただし書きの規定による保育必要量の認定のうち、施行規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の認定をいう。
- (9) 保育標準時間 第4条に定める実施保育所等において、保育標準時間認定を受けた児童を保育する時間（11時間）をいう。
- (10) 保育短時間 第4条に定める実施保育所等において、保育短時間認定を受けた児童を保育する時間（8時間）をいう。
- (11) 配置基準数 延長保育事業実施要綱（令和6年4月1日こ成保第225号こども家庭庁成育局長通知別紙）4③に定める職員の数をいう。
- (12) 社会福祉法人等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条の規定により設立された社会福祉法人及び千葉県私立保育所設置認可等要綱別表1「社会福祉法人以外の者による保育所整備に係る設置主体適合条件」に適合する社会福祉法人以外の者をいう。

(対象児童)

第3条 延長保育の対象児童は、法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受け、次条

に定める実施保育所等に入所している児童のうち、保護者の就労形態、残業等やむを得ない理由により、保育標準時間または保育短時間内では対応が困難で延長保育が必要な児童で、市長（次条に定める実施保育所等の設置者が社会福祉法人等である場合にあっては、当該実施保育所等の長とし、個人の場合にあっては当該実施保育所等を経営する個人事業主をいう。以下「市長等」という。）が認めた児童（以下「対象児童」という。）とする。

（実施保育所等）

第4条 事業を実施する施設は、延長保育に対する需要が高く一定の対象児童の入所が見込まれる保育所（園）、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所で、市長が認めた施設または事業所（以下「実施保育所等」という。）とする。

（延長時間）

第5条 実施保育所等で実施する延長保育の時間は、最大6時間までとし、保育標準時間及び保育短時間の前後の時間において、保護者の需要に応じた延長時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、延長時間の途中で第9条に定める延長保育の利用の決定を受けた児童のうち、実際に延長保育を利用した児童（以下「利用児童」という。）の全員が降所したとき、その他市長が必要と認めるときは、利用児童が全員降所した時刻に閉所し、その他市長が必要と認める範囲で延長時間を変更することができるものとする。

（職員配置）

第6条 実施保育所等は、各号に定める職員を配置しなければならない。

（1）保育所（園）、認定こども園、事業所内保育事業所（定員20人以上）

配置基準数に基づく職員を配置するものとする。ただし、保育士の数は2人を下ることはできない。なお、保育標準時間内における保育短時間の認定を受けた児童の延長保育について、保育標準時間の認定を受けた児童を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる児童数の範囲内において、保育士1人として配置することができる。

（2）家庭的保育事業所（定員3人以下）

家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）を配置すること

（3）家庭的保育事業所（定員4人以上）

家庭的保育者及び家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）を配置すること。

（4）小規模保育事業所（A型）、事業所内保育事業所（定員19人以下、A型）

配置基準数に基づく保育士を配置するものとする。

（5）小規模保育事業所（B型）、事業所内保育事業所（定員19人以下、B型）

保育士その他の保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の期間が行う研修を含む。）を修了した者を配置基準数に基づき配置するものとする。ただし、そのうち保育士を1/2以上とする。

（6）小規模保育事業所（C型）

家庭的保育者1人が保育することができる児童数は3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下とする。

(7) 居宅訪問型保育事業所

家庭的保育者1人が保育することができる児童数は1人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、延長保育は、必要に応じて事業を担当する保育士以外の者の協力を得て行うことができる。

(実施方法)

第7条 実施保育所等は保護者の就労状況等保育需要を把握し、対象児童の動向を十分に踏まえて実施するものとする。

- 2 保育にあたっては保育方針に留意し、適宜、実態にあわせて実施するものとする。

(利用の申込み)

第8条 延長保育を希望する保護者は、「延長保育申込書」(様式第1号)を市長等に提出しなければならない。

(利用の決定)

第9条 市長等は、前条の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、延長保育が必要と認めるときは、利用の決定を行うものとする。

- 2 市長等は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、「延長保育(承諾・不承諾)通知書」(様式第2号)を保護者に対して通知するものとする。

(利用の変更等)

第10条 前条の承認を受けた者が、延長保育の必要がなくなった場合、又は変更が生じた場合は、速やかに「延長保育変更届」(様式第3号)を市長等に提出しなければならない。

(利用決定の取消)

第11条 市長等は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象児童としての要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申込み、又は不正な手続きにより、利用の決定を受けたとき。
- (3) その他やむを得ない事由により、当該児童の保育を継続することが困難と認めるとき。

(児童の報告)

第12条 実施保育所等の長は、各月の事業の利用状況を把握し、対象児童及び利用児童について定期的に市長へ報告するものとする。

(保護者の費用負担)

第13条 保護者は、延長保育に必要な経費として、別表に掲げる延長保育料を上限として負担するものとする。ただし、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則(平成27年千葉県規則第31号。以下「徴収等に関する規則」という。)第8条第1項第3号に該当する場合又は徴収等に関する規則別表の規定による階層区分がA又はBに該当する場合にあっては、これを免除し、同項第4号に該当する場合にあっては、同条第4項及び第5項の規定に基づき、これを減額することができる。

- 2 事業所内保育事業所の従業員枠に該当する対象児童の保護者については、事業所内保育事業所が定めた延長保育料を負担するものとする。

3 保護者は、前2項の延長保育料を市長等が指定する日までに、市または実施保育所等の設置者に納付しなければならない。

(補助)

第14条 市長は実施保育所等の設置者に対して、事業を円滑に実施するため、別に定めるところにより、補助金を交付することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、延長保育事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 第7条から第10条までの規定による利用に関し必要な手続は、平成14年4月1日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

第1条 この要綱は、平成28年9月16日から施行する。

(保育所(園)、認定こども園、事業所内保育事業所(定員20人以上)の職員配置に係る特例)

第2条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第6条第1項第1号ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第3条 前条の事情に鑑み、当分の間、第6条第1項第1号に規定する保育士の数の算定については、

幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第4条 前条の規定を適用するときは、保育士（千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第86号）附則第3条若しくは附則第12条、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第44条第3項若しくは附則第8条又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（配置基準数により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

（小規模保育事業所（A型）の職員配置に係る特例）

第5条 附則第2条の事情に鑑み、当分の間、小規模保育事業所（A型）について、第6条第1項第4号に定める数の合計数が1となるときは、第6条第1項第4号に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第6条 附則第2条の事情に鑑み、当分の間、第6条第1項第4号に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

第7条 前条の規定を適用するときは、保育士（家庭的保育事業等基準条例第29条第3項若しくは附則第8条又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（配置基準数により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

## 延長保育料(月額)

対象		時間					
		1時間 延長	2時間 延長	3時間 延長	4時間 延長	5時間 延長	6時間 延長
3歳未満児	特定の曜日の利用	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	18,000円
	月～土曜日の利用	3,600円	7,200円	10,800円	14,400円	18,000円	21,600円
3歳以上児	特定の曜日の利用	1,900円	3,800円	5,700円	7,600円	9,500円	11,400円
	月～土曜日の利用	2,280円	4,560円	6,840円	9,120円	11,400円	13,680円

備考 この表において「3歳未満児」とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施が行われた年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童が当該年度の途中で3歳に達した場合においても、当該年度中に限り3歳未満児とみなす。

この表において「特定の曜日の利用」とは、月曜日から土曜日の内、同一月内に利用する曜日が5つ以内である場合に適用する。また、「月～土曜日の利用」とは、月曜日から土曜日の全ての曜日を同一月内にそれぞれ1回以上利用する場合に適用する。

延長保育は最大6時間までとする。

通常保育時間の前後それぞれで延長保育が発生する場合は、前後別々にそれぞれ延長保育料を徴収する。